

第 1 号議案から  
第 20 号議案まで 平成26年度一般会計予算及び特別会計予算

平成 26 年 2 月 第 15 回 福岡県議会定例会議案 その1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成26年度福岡県一般会計予算	1
2	平成26年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	平成26年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	平成26年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	平成26年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	31
6	平成26年度福岡県災害救助基金特別会計予算	35
7	平成26年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	37
8	平成26年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	41
9	平成26年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	45
10	平成26年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	49
11	平成26年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	53
12	平成26年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	57
13	平成26年度福岡県河川開発事業特別会計予算	59
14	平成26年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	69
15	平成26年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	73
16	平成26年度福岡県住宅管理特別会計予算	83
17	平成26年度福岡県病院事業会計予算	87
18	平成26年度福岡県電気事業会計予算	91

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成26年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	95
20	平成26年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	99

# 一 般 会 計



## 第 1 号議案

### 平成26年度福岡県一般会計予算

平成26年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,671,833,424 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

#### (地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

#### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋



第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	528,656,646
	1 県 民 税	198,424,876
	2 事 業 税	95,549,885
	3 地 方 消 費 税	109,402,549
	4 不 動 産 取 得 税	15,381,785
	5 県 た ば こ 税	6,683,437
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,056,564
	7 自 動 車 取 得 税	3,282,982
	8 軽 油 引 取 税	39,512,075
	9 自 動 車 税	59,177,764
	10 鉦 区 税	5,807
	11 狩 猟 税	34,867

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	142,846
	13 旧法による税	1,209
2 地方消費税清算金		111,009,070
	1 地方消費税清算金	111,009,070
3 地方譲与税		89,618,718
	1 地方法人特別譲与税	85,277,604
	2 地方揮発油譲与税	3,371,520
	3 石油ガス譲与税	213,179
	4 航空機燃料譲与税	756,415
4 地方特例交付金		1,488,227
	1 地方特例交付金	1,488,227
5 地方交付税		272,222,558
	1 地方交付税	272,222,558
6 交通安全対策特別交付金		1,666,945

	1 交通安全対策特別交付金	1,666,945
7 分担金及び負担金		5,086,801
	1 分担金	166,168
	2 負担金	4,920,633
8 使用料及び手数料		12,777,515
	1 使用料	4,520,713
	2 手数料	8,256,802
9 国庫支出金		203,741,849
	1 国庫負担金	110,463,933
	2 国庫補助金	88,858,554
	3 委託金	4,419,362
10 財産収入		3,394,925
	1 財産運用収入	1,786,060
	2 財産売却収入	1,608,865
11 寄附金		1,934,523

款	項	金額
	1 寄 附 金	1,934,523
12 繰 入 金		50,906,574
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,438,451
	2 基 金 繰 入 金	46,468,123
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		139,083,372
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,063,161
	2 県 預 金 利 子	18,935
	3 公営企業貸付金元利収入	2,400,480
	4 貸付金元利収入	118,287,221
	5 受託事業収入	1,836,992
	6 収益事業収入	6,607,762
	7 利子割精算金収入	89,049

	8 雑 入	7,779,772
15 県 債		250,245,700
	1 県 債	250,245,700
歳 入 合 計		<b>1,671,833,424</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,890,758
	1 議 会 費	2,890,758
2 総 務 費		49,866,922
	1 総 務 管 理 費	22,553,869
	2 企 画 費	5,886,728
	3 徴 税 費	14,924,775
	4 市 町 村 振 興 費	2,309,782
	5 選 挙 費	113,754

款	項	金額
	6 防 災 費	2,272,538
	7 統 計 調 査 費	1,188,065
	8 人 事 委 員 会 費	262,999
	9 監 査 委 員 費	354,412
3 保 健 費		211,269,074
	1 保 健 企 画 費	7,912,085
	2 健 康 対 策 費	15,264,760
	3 生 活 衛 生 費	1,535,921
	4 医 薬 費	5,130,163
	5 医 療 介 護 費	173,093,461
	6 高 齢 者 支 援 費	8,332,684
4 環 境 費		3,297,842
	1 環 境 費	3,297,842
5 生 活 勞 働 費		166,498,761

	1 県民生活費	5,660,516
	2 福祉企画費	3,093,607
	3 児童家庭費	62,407,057
	4 障害者福祉費	36,186,655
	5 生活保護費	40,840,235
	6 社会福祉費	9,613,610
	7 労働企画費	2,883,604
	8 職業訓練費	4,441,837
	9 失業対策費	1,119,387
	10 労働委員会費	252,253
6 農林水産業費		59,469,027
	1 農林水産業企画費	6,819,787
	2 農業費	13,166,661
	3 畜産業費	1,113,829
	4 農地費	19,693,774

款	項	金額
	5 林業費	14,313,104
	6 水産業費	4,361,872
7 商工費		121,524,114
	1 商業費	115,399,406
	2 工鉱業費	5,748,857
	3 観光費	375,851
8 県土整備費		135,919,396
	1 県土整備企画費	4,242,091
	2 道路橋りょう費	59,727,577
	3 河川海岸費	39,981,232
	4 港湾費	3,672,648
	5 都市計画費	17,565,313
	6 住宅費	6,659,907
	7 河川総合開発等事業費	2,481,511



	8 水 資 源 对 策 費	1,589,117
9 警 察 費		122,428,939
	1 警 察 管 理 費	119,354,833
	2 警 察 活 動 費	3,074,106
10 教 育 費		399,115,530
	1 教 育 総 務 費	45,046,748
	2 小 学 校 費	130,281,313
	3 中 学 校 費	78,087,095
	4 高 等 学 校 費	62,665,691
	5 特 別 支 援 学 校 費	28,504,318
	6 社 会 教 育 費	3,855,361
	7 保 健 体 育 費	1,439,497
	8 大 学 費	4,722,336
	9 私 立 学 校 費	44,513,171
11 災 害 復 旧 費		3,323,085

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	2,260,958
	2 土木施設災害復旧費	1,062,127
12 公債費		213,311,989
	1 公債費	213,311,989
13 諸支出金		182,717,987
	1 利子割交付金等	180,317,987
	2 公営企業貸付金	2,400,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
<b>歳出合計</b>		<b>1,671,833,424</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合庁舎冷暖房設備更新費	平成27年度	159,374千円
消防学校整備費	平成27年度から 平成28年度まで	4,327,624千円
福岡女子大学施設整備費	平成27年度	1,018,247千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から 平成45年度まで	48,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県総合福祉施設改修費	平成27年度	215,164千円
粕屋新光園改築費	平成27年度	10,450千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から 平成37年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から 平成40年度まで	2,298,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成26年度から 平成39年度まで	160,000千円
グリーンアジア国際戦略総合特区推進資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から 平成42年度まで	10,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度	額
農業近代化資金利子補給	平成27年度から 平成47年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 1,250,000千円	130,483千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成27年度から 平成37年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,106千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成27年度から 平成42年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 200,000千円	19,856千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成27年度から 平成32年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 310,000千円	2,853千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成26年度から 平成34年度まで		1,070千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成27年度から 平成47年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 16,000千円	2,561千円
農地利用推進事業損失補償	平成26年度から 平成32年度まで		733,150千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成27年度から 平成51年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,851千円
畜産経営維持緊急支援資金利子補給	平成27年度から 平成51年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 800,000千円	14,674千円
県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	平成27年度から 平成28年度まで		621,180千円
漁業近代化資金利子補給	平成27年度から 平成42年度まで	ただし、平成26年度利子補給対象融資限度額 800,000千円	51,941千円
道路維持修繕費	平成27年度		27,303千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成26年度から 平成46年度まで	建設資金借入金26,757,000千円及び利子に相当する額	

福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成26年度から平成36年度まで	業務資金借入金6,794,698千円及び利子に相当する額	
道路改良費	平成27年度から平成30年度まで		11,641,279千円
道路築費	平成27年度		850,000千円
橋りょう補修費	平成27年度		160,000千円
橋りょう架換費	平成27年度		60,000千円
広域河川改修費	平成27年度から平成28年度まで		1,737,365千円
堰堤改良費	平成27年度		571,200千円
河川激甚災害対策特別緊急事業費	平成27年度		128,800千円
街路事業費	平成27年度から平成28年度まで		1,529,760千円
公営住宅建設費	平成27年度から平成28年度まで		2,703,780千円
筑豊自動車運転免許試験場建設費	平成27年度		1,065,178千円
老朽校舎築費	平成27年度から平成28年度まで		5,267,797千円
施設充実費	平成27年度		921,912千円
特別支援学校整備費	平成27年度		28,288千円
体育施設築費	平成27年度		101,001千円

事 項	期 間	限 度 額
議 会 棟 外 壁 補 修 工 事 費	平成27年度	123,387千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	2,428,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成26年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	31,500			
直轄空港事業負担金	582,500			
保健施設整備事業費	3,802,700			
自然公園整備事業費	58,200			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	2,044,200			
農林水産施設整備事業費	239,800			
農業事業費	704,200			
農地事業費	4,416,700			
造林事業費	64,400			
林道事業費	1,396,700			
治山事業費	3,012,100			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産事業費	430,900			
河川事業費	11,903,300			
砂防事業費	4,042,800			
海岸事業費	565,800			
港湾事業費	825,900			
都市計画事業費	3,808,300			
道路事業費	27,203,300			
直轄事業負担金	12,673,300			
公営住宅建設事業費	3,444,100			
警察施設整備事業費	4,203,100			
教育施設整備事業費	9,166,600			
災害復旧事業費	648,700			
退職手当	16,200,000			
臨時財政対策	136,319,000			



計	250,245,700			
---	-------------	--	--	--



# 特 別 会 計



## 第 2 号議案

### 平成26年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成26年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,212 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		45,212
	1 財 産 運 用 収 入	45,212
歳 入 合 計		<b>45,212</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 積 立 金		45,212
	1 積 立 金	45,212
歳 出 合 計		<b>45,212</b>

### 第 3 号議案

#### 平成26年度福岡県公債管理特別会計予算

平成26年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 546,643,728 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		283,525,103
	1 一 般 会 計 繰 入 金	213,256,078
	2 基 金 繰 入 金	70,269,025
2 県 債		259,685,000
	1 県 債	259,685,000
3 財 産 収 入		3,433,625
	1 財 産 運 用 収 入	3,433,625
歳 入 合 計		<b>546,643,728</b>



歲 出

(單位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		546,643,728
	1 公 債 費	546,643,728
歲 出 合 計		<b>546,643,728</b>



第 4 号議案

平成26年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成26年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,073 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		39,072
	1 諸 収 入	39,072
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		<b>39,073</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		207
	1 事 務 費	207
2 繰 出 金		38,866
	1 一 般 会 計 繰 出 金	38,866

歳 出 合 計	39,073
---------	--------



第 5 号議案

平成26年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,125,570 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		334,495
	1 諸収入	334,495
2 繰入金		7,747
	1 一般会計繰入金	7,747
3 繰越金		783,328
	1 繰越金	783,328
歳入合計		1,125,570

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金費		1,125,570
	1 母子寡婦福祉資金費	1,125,570



歳 出 合 計	1,125,570
---------	-----------



第 6 号議案

平成26年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成26年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,618 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		14,618
	1 財 産 運 用 収 入	14,618
<b>歳 入 合 計</b>		<b>14,618</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		14,618
	1 基 金 積 立 金	14,618
<b>歳 出 合 計</b>		<b>14,618</b>

## 第 7 号議案

### 平成26年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,559 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		48,090
	1 一 般 会 計 繰 入 金	48,090
2 繰 越 金		16,644
	1 繰 越 金	16,644
3 諸 収 入		54,139
	1 諸 収 入	54,139
4 県 債		90,686
	1 県 債	90,686
歳 入 合 計		<b>209,559</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		209,559
	1 就農支援資金貸付事業費	209,559
歳 出 合 計		<b>209,559</b>

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付事業費	90,686	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。



## 第 8 号議案

### 平成26年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成26年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 333,026 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		300
	1 国庫補助金	300
3 財産収入		1,070
	1 財産売払収入	1,070
4 繰入金		314,409
	1 一般会計繰入金	314,409
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7,209
	1 雑収入	7,209

7 県	債	10,000
	1 県 債	10,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>333,026</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		333,026
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	333,026
<b>歳 出 合 計</b>		<b>333,026</b>

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成26年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 9 号議案

平成26年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成26年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 264,818 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,354
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,354
2 繰 越 金		234,507
	1 繰 越 金	234,507
3 諸 収 入		28,957
	1 諸 収 入	28,957
<b>歳 入 合 計</b>		<b>264,818</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		264,818
	1 林業改善資金助成事業費	264,818

歳 出 合 計	264,818
---------	---------





第 10 号議案

平成26年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成26年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 231,495 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,354
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,354
2 繰 越 金		118,443
	1 繰 越 金	118,443
3 諸 収 入		110,698
	1 諸 収 入	110,698
<b>歳 入 合 計</b>		<b>231,495</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		231,495
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	231,495

歳 出 合 計	231,495
---------	---------



第 11 号議案

平成26年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成26年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,762,069 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		37,172
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,172
2 諸 収 入		1,431,822
	1 雑 入	1,431,822
3 繰 越 金		1,293,075
	1 繰 越 金	1,293,075
<b>歳 入 合 計</b>		<b>2,762,069</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		1,853,429
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	1,853,429

2 公 債 費		908,640
	1 公 債 費	908,640
<b>歲 出 合 計</b>		<b>2,762,069</b>





第 12 号議案

平成26年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成26年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,806 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		11,806
	1 財 産 運 用 収 入	11,806
歳 入 合 計		<b>11,806</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		11,806
	1 積 立 金	11,806
歳 出 合 計		<b>11,806</b>

## 第 13 号議案

### 平成26年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成26年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,384,471 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		12,846,708
	1 国庫補助金	3,503,812
	2 分担金及び負担金	5,625,708
	3 繰入金	416,488
	4 県債	3,210,700
	5 諸収入	90,000
2 祓川開発事業費収入		3,537,763
	1 国庫補助金	1,183,790
	2 分担金及び負担金	948,120
	3 繰入金	330,253
4 県債	1,075,600	
歳 入 合 計		16,384,471

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費		12,846,708
	1 那珂川開発事業費	12,846,708
2 祓川開発事業費		3,537,763
	1 祓川開発事業費	3,537,763
歳 出 合 計		<b>16,384,471</b>

第2表 継 続 費  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	111,977,594	63	150,000	112,174,302	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
		11	764,463	11	764,463			

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,821,192		25	7,821,192
				26	12,200,000		26	12,846,708

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	17,202,171		29	16,752,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	73,256,917	2	156,221	73,544,680	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208



				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,155,258		24	7,155,258
				25	4,960,503		25	4,960,503
				26	7,100,000		26	3,537,763
				27	4,100,000		27	4,100,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	8,890,370		29	12,740,370

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	3,210,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成26年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
祓川開発事業費	1,075,600			
計	4,286,300			



## 第 14 号議案

### 平成26年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成26年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,726,989 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		545,761
	1 使用料	545,761
2 繰入金		4,321,570
	1 一般会計繰入金	1,734,770
	2 基金繰入金	2,586,800
3 県債		15,392,900
	1 県債	15,392,900
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000

6 財 產 收 入		458,756
	1 財 產 運 用 收 入	7,256
	2 財 產 売 払 收 入	451,500
<b>歳 入 合 計</b>		<b>20,726,989</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費		3,408,165
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費	3,408,165
2 公 債 費		17,318,824
	1 公 債 費	17,318,824
<b>歳 出 合 計</b>		<b>20,726,989</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	4,425,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成26年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>



第 15 号議案

平成26年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,374,764 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成26年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御 笠 川 那 珂 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		9,033,998
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	4,513,323
	2 国 庫 補 助 金	1,884,204
	3 繰 入 金	556,598
	4 県 債	1,679,800
	5 使 用 料	73
	6 繰 越 金	400,000
2 多 々 良 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		3,641,433
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	1,662,149
	2 国 庫 補 助 金	484,362
	3 繰 入 金	277,085
	4 県 債	797,600

	5 使 用 料	237
	6 繰 越 金	420,000
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		2,249,906
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	792,564
	2 国 庫 補 助 金	532,998
	3 繰 入 金	114,161
	4 県 債	316,200
	5 諸 収 入	359,464
	6 使 用 料	46
	7 繰 越 金	134,473
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		898,187
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	418,966
	2 国 庫 補 助 金	19,872
	3 繰 入 金	94,023
	4 県 債	94,900

款	項	金額
	5 繰越金	270,426
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		1,774,801
	1 分担金及び負担金	691,662
	2 国庫補助金	181,008
	3 繰入金	240,565
	4 県債	277,300
	5 使用料	4
	6 繰越金	384,262
6 遠賀川下流流域下水道事業費収入		1,525,133
	1 分担金及び負担金	760,260
	2 国庫補助金	187,326
	3 繰入金	219,002
	4 県債	276,400
	5 繰越金	82,145

7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,859,272
	1 分担金及び負担金	570,437
	2 国庫補助金	501,390
	3 繰入金	340,241
	4 県債	376,500
	5 諸収入	70,687
	6 使用料	17
8 遠賀川中流域下水道 事業費収入		1,335,572
	1 分担金及び負担金	494,568
	2 国庫補助金	335,096
	3 繰入金	214,305
	4 県債	263,500
	5 諸収入	28,103
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		56,462
	1 分担金及び負担金	15,299

款	項	金額
	2 繰入金	21,863
	3 県債	19,300
<b>歳入合計</b>		<b>22,374,764</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,033,998
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,033,998
2 多々良川流域下水道費		3,641,433
	1 多々良川流域下水道費	3,641,433
3 宝満川流域下水道費		2,249,906
	1 宝満川流域下水道費	2,249,906
4 宝満川上流流域下水道費		898,187
	1 宝満川上流流域下水道費	898,187

5	筑後川中流右岸流域下水道 事業		1,774,801
		1	筑後川中流右岸流域下水道 事業
6	遠賀川下流流域下水道 事業		1,525,133
		1	遠賀川下流流域下水道 事業
7	矢部川流域下水道 事業		1,859,272
		1	矢部川流域下水道 事業
8	遠賀川中流流域下水道 事業		1,335,572
		1	遠賀川中流流域下水道 事業
9	明星寺川雨水流域下水道 事業		56,462
		1	明星寺川雨水流域下水道 事業
歳 出 合 計			<b>22,374,764</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成27年度	1,890,756千円
多々良川流域下水道建設費	平成27年度	569,592千円
宝満川流域下水道建設費	平成27年度	376,164千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成27年度	230,904千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成27年度から 平成28年度まで	315,048千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成27年度から 平成28年度まで	152,900千円



第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	2,192,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成26年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成27年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>



第 16 号議案

平成26年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成26年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,578,390 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県営住宅管理費収入		6,487,324
	1 使 用 料	6,395,640
	2 繰 越 金	81,237
	3 諸 収 入	10,446
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		91,066
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	91,065
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>6,578,390</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,446,555
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,446,555
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		81,835
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	81,835
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		<b>6,578,390</b>



# 公 營 企 業 会 計





第 17 号議案

平成26年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |       |          |      |           |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数         | (精神病床 | 300 床)   |      |           |
| (2) 患 者 延 人 員     | (入院患者 | 91,250 人 | 外来患者 | 38,090 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 250 人    | 外来患者 | 130 人)    |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,533,011 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,016,940 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		515,474 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,650,137 千円
第1項 医業費用	2,523,665 千円
第2項 医業外費用	120,668 千円
第3項 特別損失	4,804 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 159,069 千円は過年度分損益勘定留保資金 159,069 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	207,861 千円
第1項 負担金	207,861 千円

支 出

第1款 資本的支出	366,930 千円
第1項 建設改良費	55,138 千円
第2項 企業債償還金	311,792 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,295 千円

平成26年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋



第 18 号議案

平成26年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,531,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		536,831 千円
第 1 項 営業収益		486,658 千円
第 2 項 財務収益		4,733 千円
第 3 項 事業外収益		45,440 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		535,800 千円
第 1 項 営業費用		503,697 千円

第2項 財務費用	3,570 千円
第3項 事業外費用	12,558 千円
第4項 特別損失	10,975 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

143,611 千円は過年度分損益勘定留保資金 135,348 千円及び繰越利益剰余金処分額 8,263 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		30,000 千円
第1項 投資償還金		30,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		173,611 千円
第1項 建設改良費		160,348 千円
第2項 企業債償還金		8,263 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 164,875 千円

(2) 交際費 128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成26年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋





第 19 号議案

平成26年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 66事業所
- (2) 総給水量 42,441,940立方メートル
- (3) 一日平均給水量 116,279立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			6,447,400 千円
第 1 項 営業収益			1,764,174 千円
第 2 項 営業外収益			4,683,226 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			6,114,623 千円

第1項 営業費用	5,934,152 千円
第2項 営業外費用	147,135 千円
第3項 特別損失	13,336 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額645,486千円は過年度分損益勘定留保資金343,359千円及び繰越利益剰余金処分額302,127千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		48,718 千円
第1項 受託金		48,718 千円
	支	出
第1款 資本的支出		694,204 千円
第1項 建設改良費		345,935 千円
第2項 企業債償還金		338,269 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	200,720 千円
(2) 交際費	96 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、16,000 千円と定める。

平成26年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋



第 20 号議案

平成26年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                      |      |               |
|----------------------|------|---------------|
| (1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 59,000平方メートル  |
| (2) 磯光内陸部工業用地造成事業    | 売却土地 | 188,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			21,879 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			588 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			854,845 千円
第 1 項 営業費用			84,094 千円

第2項 営業外費用 482 千円

第3項 特別損失 770,269 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		2,400,000 千円

第1項 他会計借入金		2,400,000 千円
------------	--	--------------

	支	出
第1款 資本的支出		2,400,000 千円

第1項 他会計借入金償還金		2,400,000 千円
---------------	--	--------------

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、69,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,118 千円

(2) 交際費 227 千円

平成26年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋







